

阿賀町住宅リフォーム補助金のご案内

新しい生活様式を踏まえた町民の生活環境の向上と地域経済の活性化を目的として、町内の工事事業者による住宅本体のリフォーム工事を行う町民の方に対し、**対象工事費の50%、最大30万円**の補助金を交付します。**※予算総額3,000万円**

■申請できる人

- ・ 町内に居住し、阿賀町の住民基本台帳に登録されている人
※ 申請者及び同一家屋に居住する人が町税を滞納していないこと

■対象となる住宅

- ・ 自らが居住する個人住宅及び併用住宅（いずれも「借家」は対象外になります。）
※ 併用住宅の場合は、対象は居住部分に限ります。

■対象となる住宅リフォーム工事

- ・ 住宅本体の機能維持・向上のために行う改修、補修、修繕、増改築、模様替え等で町内施工業者による補助対象工事費が税込10万円以上のもの
⇒ 補助対象工事一覧 をご確認ください。
※1 車庫や倉庫等の住居に附属する建物、門や塀等のように建物から離れた部分、設置工事を伴わない家電製品の購入等は対象外となります。
※2 前回補助を受けた住宅、及び、他の補助制度で対象となった工事部分は対象外となります。
※3 前回申請を締め切った後（10月6日～12月14日）に着手した工事も、今回限り申請の対象となります。ただし、交付決定につきましては抽選となります。

■補助の条件

- ・ 住宅リフォーム工事を行う前に、補助金交付申請書を提出し、補助金交付決定通知が交付された後で着工すること。
⇒ 交付決定通知前に着工している工事は対象外となります。（※3の場合は除く）
・ 補助対象となるリフォーム工事は、町内に事業所を有する法人、または、住所を有する個人事業主が施工すること。
・ 令和3年3月25日までに工事完了をお願いします。期限までに完了が難しい場合はご相談ください。

■補助金額 **対象工事費（税込）の50%・上限30万円（千円未満切捨て）**

■申請受付期間 **令和2年12月15日（火）～2月15日（月）**
※交付決定者は、申請受付期間終了後、抽選で決定します。

■抽 選 日 **令和3年2月19日（金）** ※抽選後交付決定を行います。

■申 請 先 阿賀町役場 建設課または各支所

■問い合わせ先 阿賀町役場 建設課建設係 電話 0254-92-5765

補助対象工事一覧

外装工事	屋根の修繕・葺替え・塗装
	外壁の修繕・張替え・塗装
	窓・ドア・ガラスの取付・交換
	シャッターの設置・交換
	風除室・ベランダの設置・改修
	屋根の雪止め金物・雪庇防止フェンスの設置・改修
	雨樋の設置・改修
	網戸の設置（交換・張替えは除く。）
内装工事	床・壁・天井の改修
	壁紙の貼替え・左官壁の塗替え
	部屋の間仕切壁の改修
	浴室の改修
	トイレの内装の改修
	建具（ドア・襖等）の修繕・設置・交換
	襖紙の貼替え
	畳の入替え・表替え
	手摺の設置・交換
	造り付け家具の設置・改修
	内外装共通
土台・基礎の改修	
防水工事	
防音工事	
設備工事	床暖房の設置・交換
	システムキッチンの設置・交換
	ガスコンロ・IHコンロの設置・交換（ビルトイン型に限る。）
	食洗器の設置・交換（ビルトイン型に限る。）
	レンジフードの設置・交換
	ユニットバス・浴槽の設置・交換
	洗面化粧台の設置・交換
	便器の設置・交換（普通便座・洗浄便座・暖房便座等、便座のみの交換は除く。）
	浴室暖房乾燥機（埋込型）の設置・交換
	熱交換喚起システムの設置・交換
	給水・排水・ガス等の配管の修繕・設置・交換
	給湯器・ボイラーの設置・交換
	瞬間湯沸かし器の設置・交換
	家庭用燃料電池（エネファーム）の設置・交換
	FF式暖房設備の設置・交換
	防犯システム（防犯カメラ・補助錠・センサーライト・防犯ガラス等）の設置・改修
	ホームエレベーター・階段昇降機の修繕・設置・交換
	エアコンの設置・交換

阿賀町住宅リフォーム事業の流れ

事業の流れ	実施者
<p>① 申込（補助金交付申請書の提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 次の書類をご用意の上、役場建設課又は各支所へ提出してください。 1) 補助金交付申請書（様式第1号） 2) リフォーム工事の見積書 3) リフォーム工事前の写真 4) リフォーム工事の内容の分かる図面等 	申請者
<p>② 補助金の交付決定</p> <ul style="list-style-type: none"> • ①の書類の審査後、抽選、補助金交付の可否を決定し通知します。 • <u>この通知前に着工しているものは対象外となるのでご注意ください。</u> ※3の場合は除く 	町
<p>③ 工事着工</p> <ul style="list-style-type: none"> • 工事の着工は、必ず②の交付決定通知の後としてください。 	申請者
<p>④ 工事内容の変更（補助金変更交付申請書の提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> • ②の交付決定通知を受けた工事の内容を変更する場合は、次の書類を役場建設課又は各支所へ提出してください。 1) 補助金変更交付申請書（様式第3号） 2) リフォーム工事の変更後の見積書の写し 3) リフォーム工事の変更内容が分かる図面等 ⇒ 内容を町が審査した後、変更を認める場合は、変更交付決定通知書により通知します。 ※4 <u>変更により、工事内容が補助事業の対象とならなくなったときは、②で通知した交付決定通知を取り消します。（補助事業の対象外となります。）</u> ※5 <u>変更により、補助対象の工事費が増額となった場合でも、補助金額の増額は行いませんので、ご注意ください。</u> <p>(注) リフォーム工事を中止するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> • ②の交付決定通知を受けた後に工事を取り止める場合は、工事を中止する理由を記載した中止届出書（様式第5号）を提出してください。 	申請者 (町)

<p>⑤工事完了（実績報告書の提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事が完了したら、完了から 30 日以内又は令和3年3月25日までに、次の書類を提出してください。期限までに完了が難しい場合はご相談ください。 1) 実績報告書（様式第6号） 2) リフォーム工事の領収書の写し 3) リフォーム工事後の写真（工事前・後の比較ができるもの） 	申請者
<p>⑥補助金額の確定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑤の書類を審査し適正と認めた場合、補助金確定の旨を通知します。 ・ その際に、補助金請求書（様式第8号）の様式を同封します。 	町
<p>⑦補助金の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑥の補助金確定通知があった際は、同封された補助金請求書の様式に必要事項を記載し、役場建設課又は各支所へ提出してください。 <p>※ 振込先口座は、申請者の口座としてください。</p>	申請者
<p>⑧補助金の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑦の請求のあった後、申請者の指定する口座へ補助金を支払います。 	町

※ ④の書類は、工事に変更（又は中止）がない場合は、提出は不要です。

補助金対象チェックリスト

～ 申し込み前に、交付要件に当てはまることをご確認ください ～

- 申請者は、町内に居住し、阿賀町の住民基本台帳に登録されている人である。
- 申請者及び同一家屋に居住する人の中に、町税の滞納者がいない。
- 申請する住宅は、自らが居住する個人住宅又は併用住宅の住宅部分で借家ではない。
- 住宅本体のリフォーム工事である。（車庫、倉庫、門又は塀等の工事ではない。）
- 補助対象工事一覧に該当する工事である。
- 同一住宅に対し、1回目の申請である。
- 施工業者は、町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主である。
- 補助対象となる工事費は、10万円以上である。
- 交付申請（交付決定通知）前に着手した工事ではない。※3の場合は除く
- 町又は他の公的機関の補助制度で補助金の交付対象となっていない箇所である。

すべてチェックが可能であれば、申込みが可能な工事となります。

注) ※3 前回申請を締め切った後（10月6日～12月14日）に着手した工事も、今回限り申請の対象となります。